



鳥取県公報

令和3年8月20日（金）
号外第81号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例（35）（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例（36）（子育て王国課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（37）（水環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 合同選管 規 程	選挙運動等実施規程の一部を改正する規程（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
◇ 合同選管 告 示	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の選任（1）・・・・・・・・・・ 13
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（8）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 14

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

条例の趣旨について定めた規定中引用する番号法の条項を改める。

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

訂正請求に対する決定等について定めた規定中引用する番号法の条項を改める等所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条の規定の施行の日とする(2)に関する事項の一部を除き、令和3年9月1日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

民法の一部が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

ア 青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正

暴力団事務所の開設の禁止について定めた規定中青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の趣旨について定めた規定中引用する下水道法の条項を改める。

(2) 施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

条 例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。</p>

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)をその内容に含まないものを除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)をその内容に含まないものを除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その</p>

下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。))第2条第2項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 略

(2) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3)～(12) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。))、独立行政法人等(個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 略

(2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3)～(12) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。))、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。))第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

(1)～(3) 略

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 略

(6) 個人情報保護法第118条の規定により個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 略

(8) 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

(1)～(3) 略

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(5) 略

(6) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(8) 略

(9) 略

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条中鳥取県個人情報保護条例第2条、第5条及び

第35条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条の規定の施行の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第1条 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第10条 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者をいう。</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>賭博</u>又は暴行</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉塞用若しくはシーリング用の<u>充填料</u>をみだりに摂取し、又は吸入する行為</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第10条 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者<u>(婚姻した者を除く。)</u>をいう。</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>と博</u>又は暴行</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の<u>充てん料</u>をみだりに摂取し、又は吸入する行為</p> <p>(7)～(9) 略</p>

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営(暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年(18歳未満の者をいう。以下同</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営(暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。)をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年(18歳未満の者<u>(婚姻したものを除</u></p>

<p>じ。)の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>	<p>く。)をいう。以下同じ。)の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県青少年健全育成条例第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県青少年健全育成条例第3章以下の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県暴力団排除条例第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の30第1項</u>において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の18第1項</u>において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

合 同 選 管 規 程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年8月20日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(ポスターの検印の手続)</p> <p>第33条 前条の規定により検印票の交付を受けた推薦団体は、第31条第1項の検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに当該検印に関する責任者の住所及び氏名を記入し、これを合同委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別記第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 委員長 氏名 あて</p> <p style="text-align: right;">候補者氏名</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用ビラ証紙交付申請書</p> <p>下記のとおり証紙の交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>選挙名 年 月 日執行 選挙</p> <p>候補者氏名</p> <p>交付申請枚数 枚</p> <p><u>備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</u></p> <p>別記第9号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">選挙公報掲載申請書</p> <p>公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に</p>	<p>(ポスターの検印の手続)</p> <p>第33条 前条の規定により検印票の交付を受けた推薦団体は、第31条第1項の検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに当該検印に関する責任者の住所及び氏名を記入し、<u>かつ、当該責任者の印を押印し</u>、これを合同委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別記第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会 委員長 氏名 あて</p> <p style="text-align: right;">候補者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用ビラ証紙交付申請書</p> <p>下記のとおり証紙の交付を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>選挙名 年 月 日執行 選挙</p> <p>候補者氏名</p> <p>交付申請枚数 枚</p> <p>別記第9号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">選挙公報掲載申請書</p> <p>公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に</p>

掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏名

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会
委員長 氏名 あて

記

1～3 略

備考

1・2 略

3 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11号様式（第32条関係）

（表面）

推薦団体ポスター第 号

推薦団体名

検印責任者住所

氏名

年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区
選出議員選挙

ポスター検印票

1 使用する施設の名称

2 施設の所在地

3 演説会開催年月日 年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会

印

（裏面）

略

別記第13号様式（第34条関係）

年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会
委員長 氏名 あて

政党その他の政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区
選出議員選挙

政治活動用ポスター証紙交付申請書

選挙運動等実施規程第34条第1項の規定による政治
活動用ポスター証紙を下記のとおり交付されたく、政

掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

候補者 氏名

印

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会
委員長 氏名 あて

記

1～3 略

備考

1・2 略

別記第11号様式（第32条関係）

（表面）

推薦団体ポスター第 号

推薦団体名

検印責任者住所

氏名

印

年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区
選出議員選挙

ポスター検印票

1 使用する施設の名称

2 施設の所在地

3 演説会開催年月日 年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会

印

（裏面）

略

別記第13号様式（第34条関係）

年 月 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会
委員長 氏名 あて

政党その他の政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

印

年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区
選出議員選挙

政治活動用ポスター証紙交付申請書

選挙運動等実施規程第34条第1項の規定による政治
活動用ポスター証紙を下記のとおり交付されたく、政

<p>治団体確認書の写しを添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">証紙の数 枚</p> <p><u>備考 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</u></p>	<p>治団体確認書の写しを添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">証紙の数 枚</p>
<p>別記第14号様式（第36条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p>	<p>別記第14号様式（第36条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p>
<p>政治活動用ポスター第 号の</p> <p style="text-align: center;">政党その他の政治団体名</p> <p style="text-align: center;">検印責任者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区 選出議員選挙</p> <p style="text-align: center;">ポスター検印票</p> <p>鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>政治活動用ポスター第 号の</p> <p style="text-align: center;">政党その他の政治団体名</p> <p style="text-align: center;">検印責任者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p>年 月 日執行 参議院鳥取県及び島根県選挙区 選出議員選挙</p> <p style="text-align: center;">ポスター検印票</p> <p>鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p style="text-align: center;">（裏面）</p>	<p style="text-align: center;">（裏面）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和3年8月5日開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会において、次の者を鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長に選任した。

令和3年8月20日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

島根県松江市西法吉町10-23 大野 敏之

任期 令和3年10月20日から令和6年10月19日まで

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月20日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在 地		名称	課程名	学科名	修業 年限	収容 定員	所在 地	
略							略						
鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	3年	<u>494人</u>	略		鳥取商 業高等 学校	全日制 課程	商業学 科	3年	<u>532人</u>	略	
略							略						
八頭高 等学校	全日制 課程	普通学 科	3年	<u>720人</u>	略		八頭高 等学校	全日制 課程	普通学 科	3年	<u>760人</u>	略	
智頭農 林高等 学校	全日制 課程	農業学 科	ふるさ と創造 科	3年	<u>204人</u>	略	智頭農 林高等 学校	全日制 課程	農業学 科	ふるさ と創造 科	3年	<u>216人</u>	略
			森林科 学科	3年						森林科 学科	3年		
			生活環 境科	3年						生活環 境科	3年		
略							略						
倉吉農 業高等 学校	全日制 課程	農業学 科	生物科	3年	<u>102人</u>	略	倉吉農 業高等 学校	全日制 課程	農業学 科	生物科	3年	<u>106人</u>	略
			食品科	3年	<u>102人</u>					食品科	3年	<u>106人</u>	
			環境科	3年	<u>102人</u>					環境科	3年	<u>106人</u>	
略							略						
米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	3年	<u>880人</u>	略		米子東 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	3年	<u>920人</u>	略	
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。